

# 行政事業レビュー公開プロセス

## 説明資料

---

【事業名】港湾公害防止対策事業



# 1. 港湾公害防止対策事業の経緯と概要

## 1. 経緯

昭和40年代に四大公害をはじめとする公害の被害が各地でクローズアップされ、昭和46年に環境庁が設置されるなど、環境への関心の高まりの中で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下、「公害財特法」といふ。)が、昭和46年に制定され、同法に基づき、港湾においても昭和47年度より公害防止対策事業を開始。

その後、平成12年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、平成14年に「ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準(150pg-TEQ/g)」が告示・施行され、公害防止対策事業においてダイオキシン類対策を実施。

(注)「pg」はピコグラムで1兆分の1グラム。「pg-TEQ/g」はダイオキシン類のうち最も毒性の強い物質を基準に表した毒性影響の単位(毒性等量)。

## 2. 事業の概要

港湾における公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土等の事業(※1)、並びに汚濁水浄化のための導水施設、公害防  
止用緩衝地帯等の公害防止施設(※2)について、国または地方公共団体(港湾管理者)が建設または改良する事業。

### ※1 汚泥浚渫等(「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく事業)

- 浚渫：汚泥からの水質汚濁原因物質の溶出を防ぐため、汚染物質そのものを除去
- 覆土(覆砂)：汚泥が堆積する水底面を良質な土砂で覆うことにより、汚泥からの水質汚染原因物質の溶出を防止

### ※2 港湾公害防止施設(「港湾法」第2条第5項第9号に規定する港湾公害防止施設)

- 導水施設：汚濁水を浄化するための揚水・送水設備
- 防塵柵：鉱産品を取り扱う埠頭において、粉塵等の飛散を防止するための柵(フェンス)

#### 【港湾公害防止対策事業(汚泥浚渫)の主な流れ】



汚泥浚渫



陸上において汚泥を固化処理



埋立処分  
有効利用等

## 2. 港湾公害防止対策事業に係る上位計画

### ■公害防止計画と公害防止対策事業計画の概要

#### 1. 公害防止計画

公害の著しい地域について、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県知事が策定する地域計画（環境基本法第17条）

#### 2. 公害防止対策事業計画

- 公害防止計画の一部を構成する、公害財特法に基づく計画
- 地方公共団体が公害財特法に基づく財政上の特別措置を受けようとする場合には、公害防止対策事業計画の環境大臣同意を求めて協議
- 対象事業：①下水道の設置又は改築、②しゅんせつ等、③農用地における客土等、④ダイオキシン類土壤汚染対策  
(赤字は、港湾公害防止対策事業として実施している事業)

※30地域(24都府県)において策定されていた公害防止計画はH22年度末に終了。制度の改正後、引き続き公害防止計画が作成された21地域(18都府県)の公害防止対策事業計画について、平成24年3月に環境大臣が同意

### ■手続きの流れ

公害防止計画の作成(都道府県知事の任意)<環境基本計画第17条>

公害防止対策事業計画の協議(都道府県知事の任意)<公害財特法第2条の2第1項>

公害財特法の補助を受けるためには、  
公害防止対策事業計画の作成が必要

公害対策会議<公害財特法第2条の2第3項>

環境大臣が公害防止対策事業計画の同意を行うにあたっては、  
公害対策会議(環境大臣を長とし、国土交通大臣等の閣僚を委員とする組織)の議を経なければならない。

公害防止対策事業計画の同意(環境大臣)<公害財特法第2条の2第1項>

※この他、総務大臣の指定を受ける手続きもある。  
<公害財特法第3条>

公害防止計画の達成の推進<環境基本法第18条>

### 3. 近年の港湾公害防止対策事業実施港

◆過去10年(平成19~28年度)の港湾公害防止対策事業の実施箇所

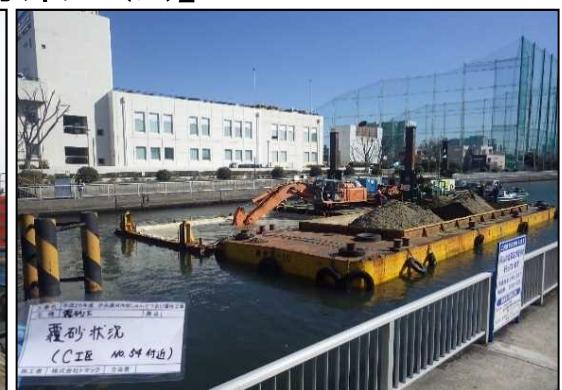


| 年度  | 実施港数 | 年度  | 実施港数 |
|-----|------|-----|------|
| H19 | 7    | H24 | 4    |
| H20 | 6    | H25 | 4    |
| H21 | 7    | H26 | 4    |
| H22 | 5    | H27 | 4    |
| H23 | 4    | H28 | 4    |

※ハッチングは現在実施中の港湾  
※()内は各港の事業期間を表す

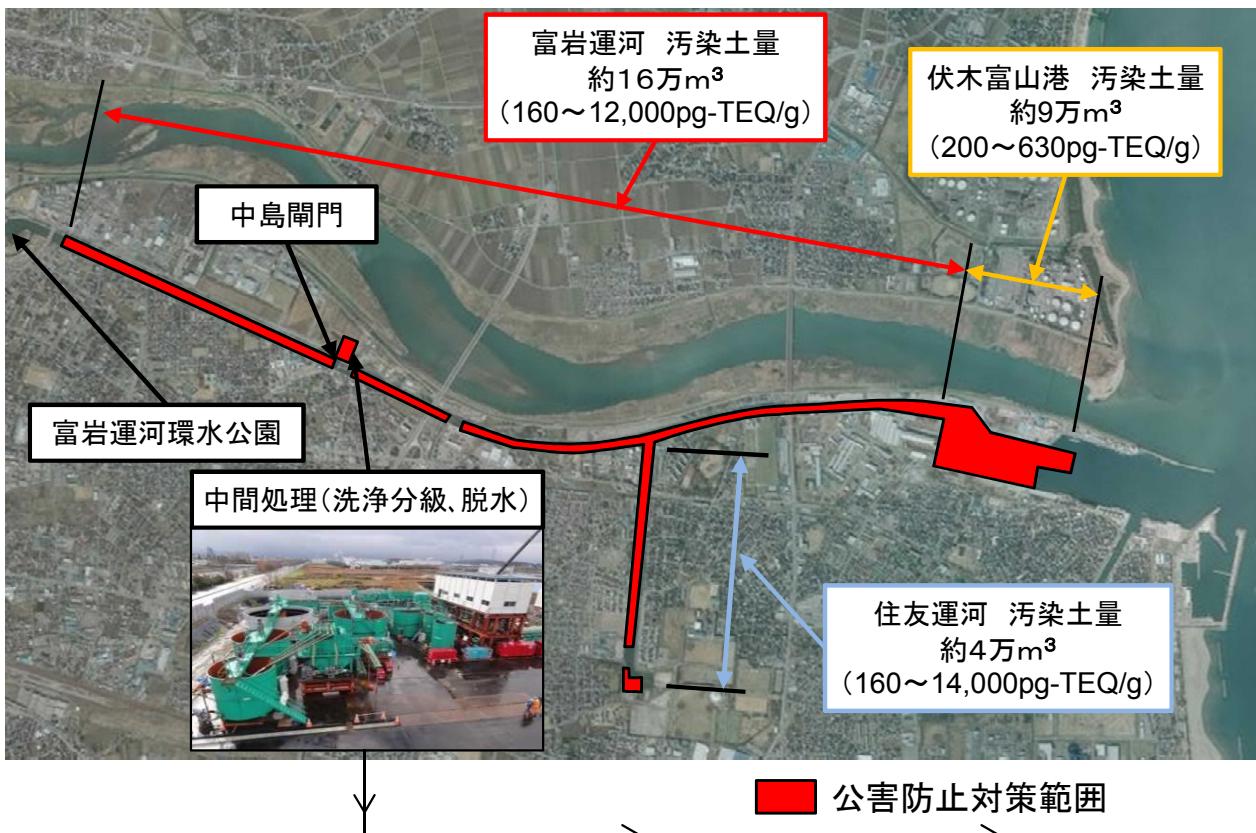
# 4. 東京港における公害防止対策事業の例

- ◆主要課題 : 水質汚濁 (COD、全リン、全窒素)
- ◆事業概要 : 「東京地域公害防止計画」に基づき、東京港の運河水域を中心に、計画的に悪臭の原因となっている堆積汚泥の浚渫、覆砂を実施
- ◆事業実施期間 : 昭和47年度～平成32年度(予定)
- ◆総事業費 : 約220億円



# 5. 伏木富山港における港湾公害防止対策事業の例

- ◆主要課題 : ダイオキシン類
- ◆事業概要 : 港内の富岩運河等が、長年水質汚濁・悪臭等により周辺環境に悪影響を及ぼしてきたことから、平成2年度に事業着手。その後、平成13年度に、同運河の水質・底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、浚渫や覆砂等を実施。
- ◆事業実施期間 : 平成2年度～平成34年度（予定）
- ◆総事業費 : 約99億円



## 【対策工法】

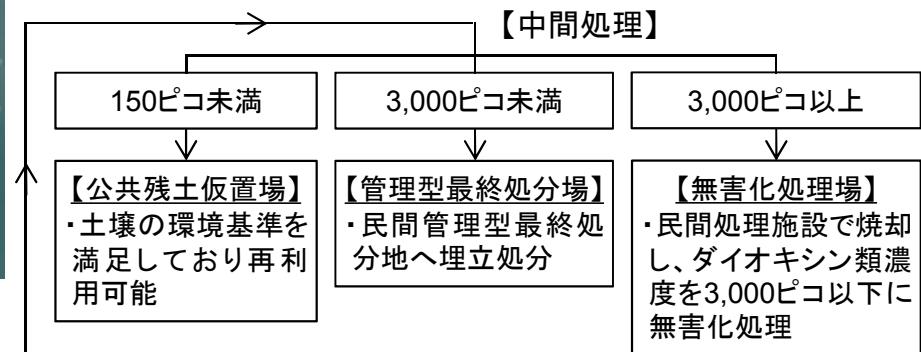


【汚泥浚渫の状況】



【覆砂の状況】

## 【処分工法】



(注)「pg」はピコグラムで1兆分の1グラム。「pg-TEQ/g」はダイオキシン類のうち最も毒性の強い物質を基準に表した毒性影響の単位(毒性等量)。

## 6. 効果的な事業実施にあたっての課題

- 港湾公害防止対策事業の制度創設時は、有害な工場排水等による「産業公害」を中心であつたが、近年では市民生活や通常の事業活動に起因する「都市・生活型公害」が増加している。
- これに伴い、事業期間が長期に及ぶ事業がある中、国庫補助金の効果的な活用の観点から、これまで以上に効果的・効率的に事業を進めていく必要があるのではないか。

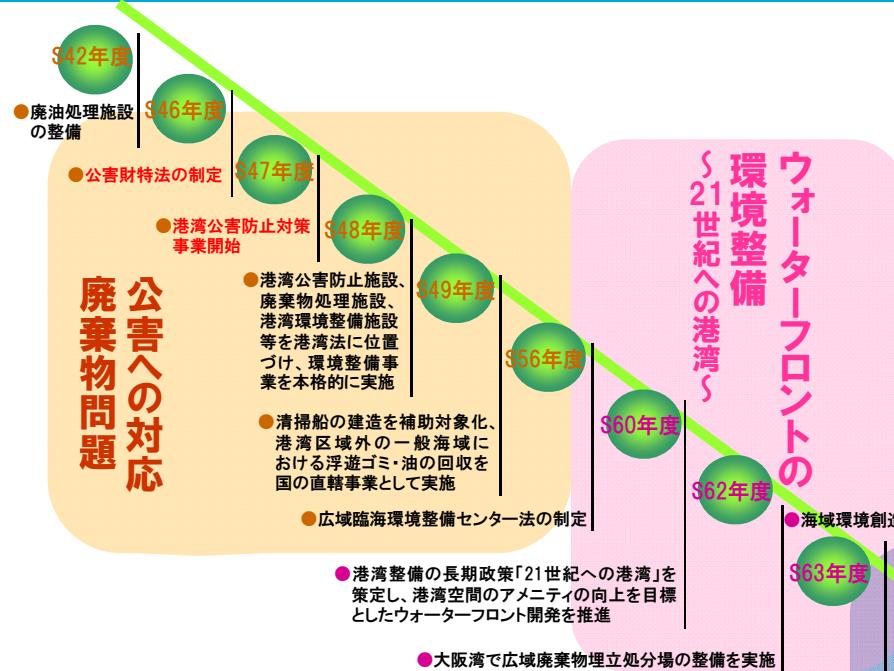
### ■現在継続中の事業

| 港名    | 事業期間        | 総事業費  |
|-------|-------------|-------|
| 東京港   | S47年度～H32年度 | 220億円 |
| 伏木富山港 | H2年度～H34年度  | 99億円  |
| 田子の浦港 | H15年度～H29年度 | 88億円  |
| 大阪港   | H13年度～H41年度 | 147億円 |

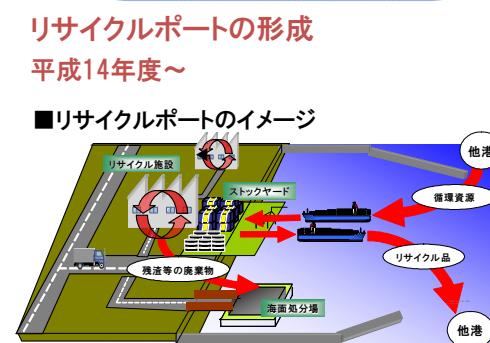
※事業主体である港湾管理者の事業評価(5年に1度の再評価)等により事業継続の妥当性等を確認。

# 参考資料

# 港湾環境行政の変遷



## 産業公害への対応・廃棄物問題 ウォーターフロントの環境整備 昭和40年代



## 港湾行政のグリーン化

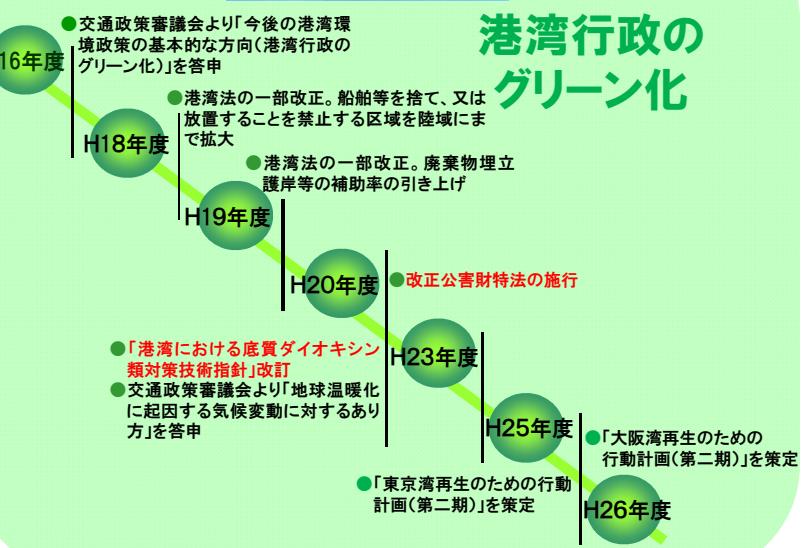
平成16年度～

港湾の開発・利用と港湾の環境の保全・再生・創出は車の両輪であり、その双方に港湾行政が責任を持つ必要がある。

■浚渫土砂活用による干潟・藻場の創出



## 港湾行政のグリーン化



# 東京港公害防止対策事業の目標

東京湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準達成を目標とする。

※なお、事業実施箇所に環境基準点はない。

## COD環境基準値

○東京地域公害防止計画に記載の環境基準は下表のとおり

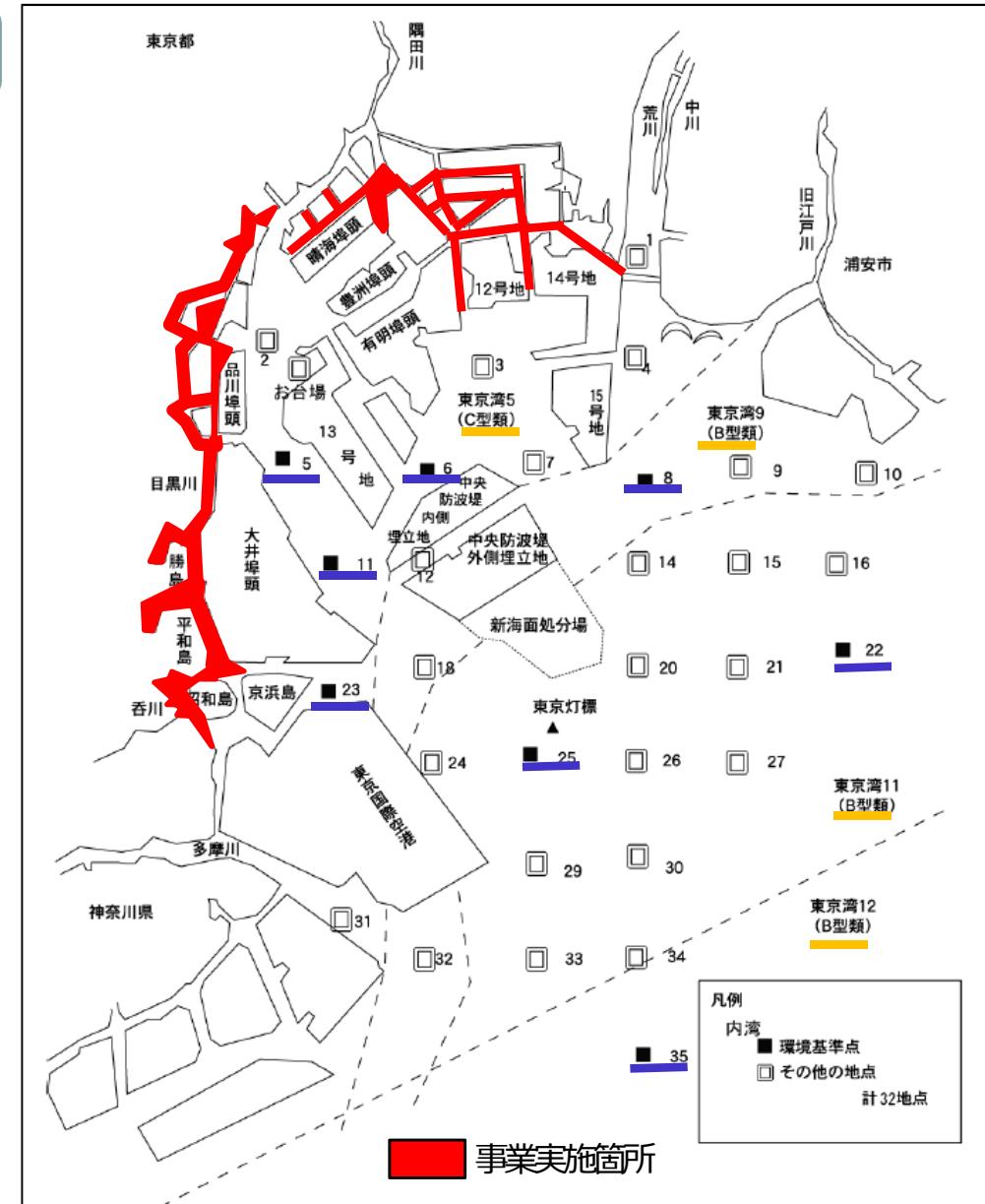
| 水域区分名   | 地点数 | 地点名   | 類型 | 環境基準値 |
|---------|-----|-------|----|-------|
| 東京湾(9)  | 1   | ST.8  | B  | 3mg/L |
|         |     | ST.22 |    |       |
| 東京湾(11) | 2   | ST.25 |    |       |
| 東京湾(12) | 1   | ST.35 |    |       |
|         |     | ST.5  | C  | 8mg/L |
|         |     | ST.6  |    |       |
| 東京湾(5)  | 4   | ST.23 |    |       |

補足) 類型は、環境省告示にて指定されるものであり、利用目的などを踏まえ、以下の適応性が定められている。

類型B：水産2級に分類されるボラ、ノリ等の水産生物が生息可能。  
工業用水への利用及び以下類型Cに掲げるものに適合可能なもの。

類型C：環境の保全として、国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度が担保されるもの。

○東京地域公害防止計画に記載の実施期間は以下のとおり  
『平成23年度から平成32年度まで』



大阪港の底質のダイオキシン類汚染について、環境基準の達成を図る。

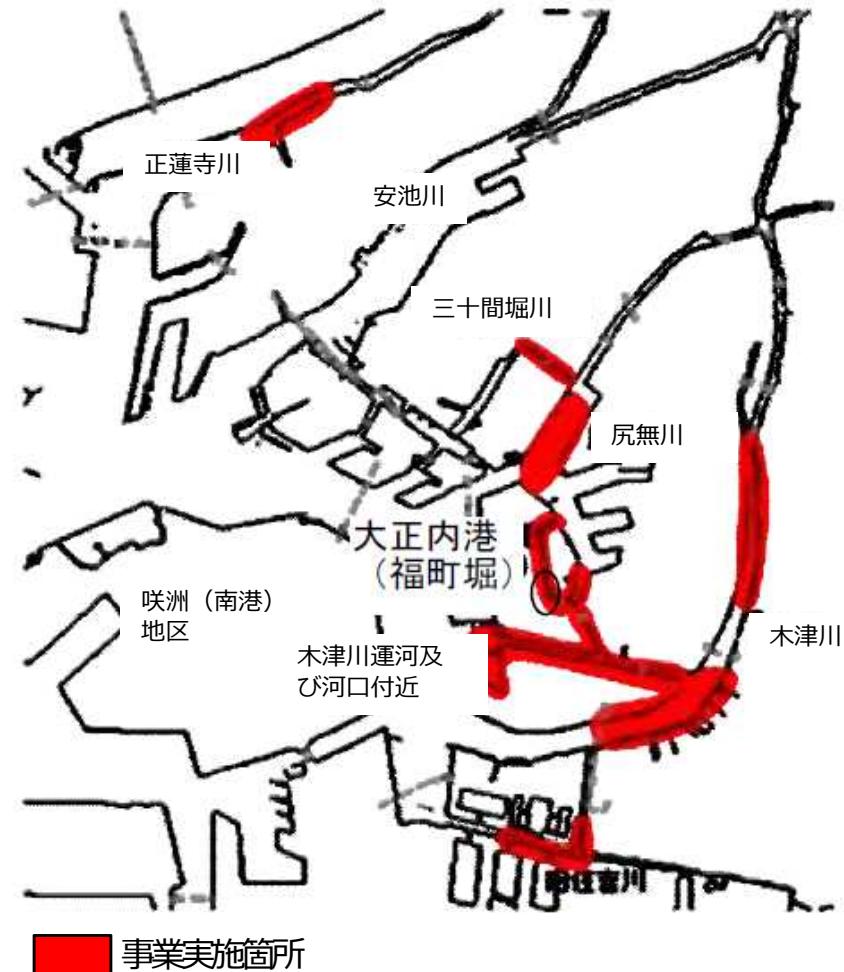
## ダイオキシン類の環境基準値

- 大阪地域公害防止計画に記載の環境基準は下表のとおり

| 項目               | 環境基準値         |
|------------------|---------------|
| ダイオキシン類<br>水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |

(注)「pg」はピコグラムで1兆分の1グラム。「pg-TEQ/g」はダイオキシン類のうち最も毒性の強い物質を基準に表した毒性影響の単位(毒性等量)。

- 大阪地域公害防止計画に記載の実施期間は以下のとおり  
『平成23年度から平成32年度まで』



ダイオキシン類対策区域等  
正蓮寺川、\* 大正内港（福町堀）、  
木津川運河及び河口付近、木津川、  
旧住吉川、尻無川、三十間堀川

# 田子の浦港公害防止対策事業の目標

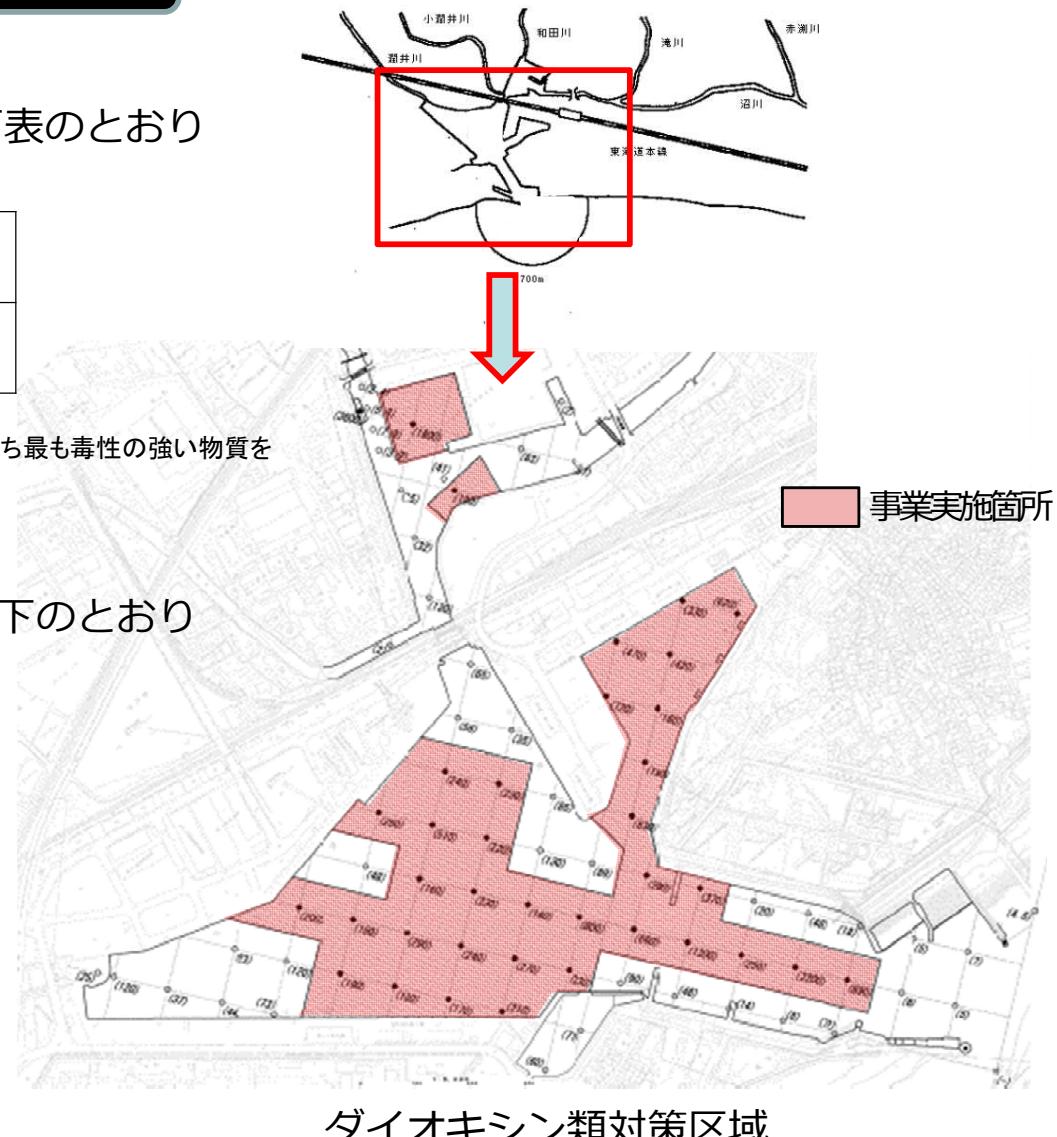
田子の浦港の底質のダイオキシン類汚染について、環境基準の達成を図る。

## ダイオキシン類の環境基準値

- 富土地域公害防止計画に記載の環境基準は下表のとおり

| 項目      | 環境基準値                  |
|---------|------------------------|
| ダイオキシン類 | 水底の底質<br>150pg-TEQ/g以下 |

(注)「pg」はピコグラムで1兆分の1グラム。「pg-TEQ/g」はダイオキシン類のうち最も毒性の強い物質を基準に表した毒性影響の単位(毒性等量)。



- 富土地域公害防止計画に記載の実施期間は以下のとおり  
『平成23年度から平成29年度まで』

伏木富山港の底質のダイオキシン類汚染について、環境基準の達成を図る。

## ダイオキシン類の環境基準値

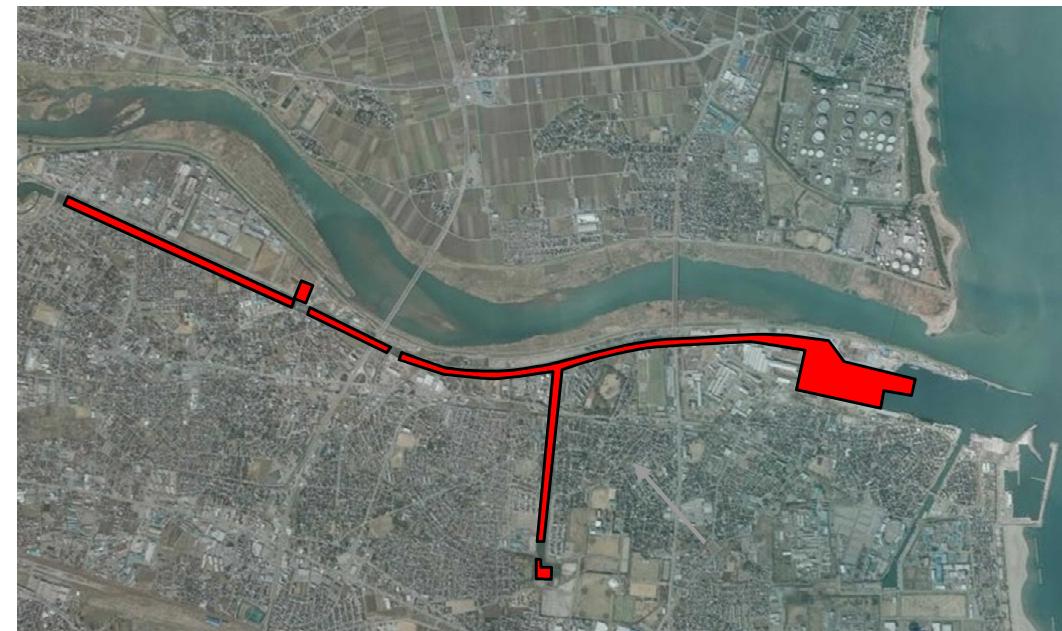
- 伏木富山港の環境基準は下表のとおり

| 項目      | 環境基準値 |               |
|---------|-------|---------------|
| ダイオキシン類 | 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |

(注)「pg」はピコグラムで1兆分の1グラム。「pg-TEQ/g」はダイオキシン類のうち最も毒性の強い物質を基準に表した毒性影響の単位(毒性等量)。

(補足)伏木富山港は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づき、総務大臣が主務大臣(国土交通大臣)及び環境大臣と協議して指定する事業。

- 伏木富山港の実施期間は以下のとおり  
『平成23年度から平成34年度まで』



■ 事業実施箇所